

受賞者氏名	國分典子	
所属	法学部	
受賞年月日	2025年10月25日	
国内・国外	国内	
授与機関等名称	比較憲法学会	
受賞名	第16回田上穰治賞	
受賞(研究)内容詳細	対象作：『憲法からみた韓国—「民主共和国」とは何か』（名古屋大学出版会、2025年）全422頁 本書の副題にある「民主共和国」は、韓国憲法1条1項の言葉である。「大韓民国は民主共和国である」という同条項は、過去、盧武鉉大統領、朴槿恵大統領の弾劾問題を巡るキャンドル・デモの際の歌の詞としても有名である。 本書の序章では、歴史的には、「民主」が君主制の対立概念として出てくる一方、「共和」には「専制ではない」との意味が込められており、そこに韓国の国家理念の原点があるのではないかと捉えた。これを踏まえ、第1編で歴史的観点、第2編で南北分断との関係、第3編で現代の統治構造の視点から「民主共和国」を考察している。 前述の「民主共和国」についての規定は、植民地支配下での1919年に大韓民国臨時政府が制定した大韓民国臨時憲章に登場し、建国後は制憲憲法以来、現在まで憲法1条におかれてきた。大韓民国が何をもって「民主共和国」の本質と捉えてきたのか、それはどのように歴史的に展開し、現在の「民主共和国」を支えるものは何かを明らかにし、それを通じて韓国における立憲主義と民主主義の特徴を示すことが本書の課題であった。 臨時政府設立当時および戦後の建国の際の憲法案では議会中心の民主主義のかたちが目指されたが、これは結実しなかった。冷戦と南北分断によって議会が保守派によって独占されるという構造が生まれ、議会は保守派の間での政争の場と化した。一方、歴代大統領がイニシアチブをとった憲法改正は、大統領の独裁体制を生んだ。南北分断に起因する安全保障問題を正当化の根拠として、戒厳宣布等、強い大統領権限の発動が行われた。 1987年に韓国は民主化を達成するが、強い大統領権限の骨格は維持された。議会については、国会法改正で熟議民主主義への方向性が模索されたものの、議会の機能不全は十分に解消されておらず、政党間の党利党略から抜け出せないという状況が続いている。こうした中で民主化以降、国家機関の間でひととき国民の信頼を勝ち得た存在として浮上してきたのが憲法裁判所であった。政治的問題が同裁判所に委ねられる「政治の司法化」は現代韓国の大きな特徴の一つとなっており、立憲主義を支える機関に民主主義の番人としての役割が求められるという状況が今日の「民主共和国」のかたちとなっている。 以上が、本書の主たる内容である。本書出版の直前、2024年12月に、尹錫悦大統領による非常戒厳宣布とその後の大統領弾劾事件が起こったこともあり、韓国に注目が集まった。韓国憲法に関する体系的な研究が「比較憲法学の発展に貢献する」との評価を受けての受賞となった。	

受賞者氏名	國分典子	
所属	法学部	
受賞年月日	2025年11月10日	
国内・国外	国内	
授与機関等名称	毎日新聞社、アジア調査会	
受賞名	第37回アジア・太平洋賞 特別賞	
受賞(研究)内容詳細	対象作：『憲法からみた韓国―「民主共和国」とは何か』（名古屋大学出版会、2025年）全422頁 本書の副題にある「民主共和国」は、韓国憲法1条1項の言葉である。「大韓民国は民主共和国である」という同条項は、過去、盧武鉉大統領、朴槿恵大統領の弾劾問題を巡るキャンドル・デモの際の歌の詞としても有名である。 本書の序章では、歴史的には、「民主」が君主制の対立概念として出てくる一方、「共和」には「専制ではない」との意味が込められており、そこに韓国の国家理念の原点があるのではないかと捉えた。これを踏まえ、第1編で歴史的観点、第2編で南北分断との関係、第3編で現代の統治構造の視点から「民主共和国」を考察している。 前述の「民主共和国」についての規定は、植民地支配下での1919年に大韓民国臨時政府が制定した大韓民国臨時憲章に登場し、建国後は制憲憲法以来、現在まで憲法1条におかれてきた。大韓民国が何をもって「民主共和国」の本質と捉えてきたのか、それはどのように歴史的に展開し、現在の「民主共和国」を支えるものは何かを明らかにし、それを通じて韓国における立憲主義と民主主義の特徴を示すことが本書の課題であった。 臨時政府設立当時および戦後の建国の際の憲法案では議会中心の民主主義のかたちが目指されたが、これは結実しなかった。冷戦と南北分断によって議会が保守派によって独占されるという構造が生まれ、議会は保守派の間での政争の場と化した。一方、歴代大統領がイニシアチブをとった憲法改正は、大統領の独裁体制を生んだ。南北分断に起因する安全保障問題を正当化の根拠として、戒厳宣布等、強い大統領権限の発動が行われた。 1987年に韓国は民主化を達成するが、強い大統領権限の骨格は維持された。議会については、国会法改正で熟議民主主義への方向性が模索されたものの、議会の機能不全は十分に解消されておらず、政党間の党利党略から抜け出せないという状況が続いている。こうした中で民主化以降、国家機関の間でひととき国民の信頼を勝ち得た存在として浮上してきたのが憲法裁判所であった。政治的問題が同裁判所に委ねられる「政治の司法化」は現代韓国の大きな特徴の一つとなっており、立憲主義を支える機関に民主主義の番人としての役割が求められるという状況が今日の「民主共和国」のかたちとなっている。 以上が、本書の主たる内容である。本書出版の直前、2024年12月に、尹錫悦大統領による非常戒厳宣布とその後の大統領弾劾事件が起こったこともあり、韓国の歴史、統治体制、政治状況について憲法を軸に考察した点、また普遍性を重視する日本の憲法と歴史的アイデンティティを重視する韓国憲法の対比などの視点が評価されての受賞となった。	